

広域連合長が保有する公文書の開示等に関する規則

平成 2 4 年 2 月 2 1 日
規 則 第 2 号

つがる西北五広域連合情報公開条例（平成 1 8 年条例第 4 号）の規定に基づく広域連合長が保有する公文書の開示等については、市長が管理する公文書の開示等に関する規則（平成 1 7 年五所川原市規則第 1 1 号）の例による。

附 則

この規則は、平成 2 4 年 2 月 2 1 日から施行する。